

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年12月3日

火 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県表彰規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県表彰規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第45号

富山県表彰規則の一部を改正する規則

富山県表彰規則（昭和60年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「種類は」の次に「、富山県特別栄誉賞」を加える。

第13条を第14条とし、第5条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（富山県特別栄誉賞）

第5条 富山県特別栄誉賞は、社会の発展に卓絶した功績があり、社会福祉の向上、学術文化の振興、産業経済の進展その他社会の発展に広く貢献し、もつて富山県の振興に著しく寄与し、県民に夢と希望、勇気と感動を与えたものについて行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（秘 書 課）

